

「消費税法等の一部を改正する法律案」の概要

1. 趣旨（第1条）

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部改正について定めるものとする。

2. 消費税法の一部改正

(1) 平成 26 年 4 月 1 日施行（第2条）

○消費税率を 4% から 6.3% に引上げ(地方消費税 1.7% と合わせて 8%)。

○消費税の用途の明確化

(消費税の収入については、別に法律で定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする)

○課税の適正化（事業者免税点制度の見直し、中間申告制度の見直し）

(2) 平成 27 年 10 月 1 日施行（第3条）

○消費税率を 6.3% から 7.8% に引上げ(地方消費税 2.2% と合わせて 10%)

3. 所得税法の一部改正（第4条）

○所得税の最高税率の引上げ（課税所得 5,000 万円超について 45%）

(注) 平成 27 年分以後の所得税について適用

4. 相続税法の一部改正（第5条）

○相続税の基礎控除の引下げ（「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」
⇒「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」）

○相続税の税率構造の見直し（最高税率を 50% ⇒ 55% に引上げ）

○相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢引下げ（65歳⇒60歳）

（注）平成27年1月1日以後に取得する財産に係る相続税、贈与税について適用

5. 租税特別措置法の一部改正（第6条）

○直系卑属（20歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和

○相続時精算課税制度に係る受贈者の対象拡大（20歳以上の孫を追加）

（注）平成27年1月1日以後に取得する財産に係る贈与税について適用

6. 検討規定（附則）

○消費税率の引上げに当たっての検討（附則第18条）

この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるものとする。

○税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（附則第27条）

この法律に基づき講じられる措置を除くほか、政府は、所得税法等一部改正法附則第104条第1項及び第3項に基づく平成24年2月17日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、その具体化に向けて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○更なる税制の改革に係る措置（附則第28条）

政府は、我が国の人口構造の高齢化が平成62年以降更に進展することに鑑み、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から国と地方を通じた税制の更なる改革を実施するため、少子高齢化の状況、財政の状況、経済の状況等を勘案しつつ、当該改革の在り方について検討を加え、その結果に基づいて平成28年度を目途に必要な法制上の措置を講ずるものとする。